

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方 案からの主な修正箇所一覧

1 パブリックコメント意見を踏まえた変更点

※下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
ライフサイクルCO ₂ 、エネルギーペイバックについて追記	(P20) 太陽光パネルの製造、廃棄時のエネルギーも含めたライフサイクルCO ₂ （環境負荷）の比較は（～略～）とされているので、他のエネルギー源と比較して、太陽光発電は、よりクリーンな電力であると考えられます。	(P20) 記載なし
人権配慮・SDGs・サプライチェーンへの配慮を追記	(P23) 国は令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定し、（～略～）こうした動向を踏まえ、国や関係団体と連携を図っていく必要があります。 (P60) また、日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、本市としても人権に配慮した取組を推進していきます。	(P23) 記載なし (P60) 記載なし
エネルギーの地産地消の推進を追記	(P45) 夜間や雨天でも活用可能となるなど、レジリエンス強化に繋がるだけでなく、太陽光パネルの設置などのエネルギーの地産地消を進めることは、エネルギーの地産地消の拡大によるマイクログリッドの形成やエネルギー分散システムの確立に繋がります。 (P60) さらに、地域のレジリエンス強化やエネルギーの地方依存の解消に向け、太陽光パネルの設置等によるエネルギーの地産地消の取組を推進していきます。	(P45) 夜間や雨天でも活用可能です。 (P60) 記載なし
建築物太陽光発電設備等総合促進事業における制度効果について、再エネ導入量だけでなく、温室効果ガス削減量を追記	(P63) （～略～）建築物太陽光発電設備総合促進事業の実施によるCO ₂ 削減効果については、2030年度の時点での年間削減量▲1.4万t-CO ₂ 削減程度であって、民生家庭部門において追加に必要な削減量の約17%に相当（～略～）	(P62) 記載なし

2 その他の主な変更点

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
CO ₂ フリー水素等の導入に関する条例規定について、理念として規定するだけでなく、条例第17条等に規定する開発事業地球温暖化対策計画書・報告書制度にも規定することを追記。	(P44ほか) 条例改正に当たっては、CO ₂ フリー水素等の導入促進に関する理念規定について検討するとともに、条例第17条等に規定する開発事業地球温暖化対策計画書・報告書制度について、 <u>現行の再生可能エネルギー源利用に関する事項に、水素等のCO₂フリーエネルギーの利用に関する事項を追加することを検討</u>	(P44ほか) 条例改正に当たっては、CO ₂ フリー水素等の導入促進に関する理念規定について <u>検討</u> します。
重要施策の考え方(案)の公表以降に、設置基準量に関する検討の進捗が一定図られている点や、東京都の改正条例に伴い制度が明らかになった点を踏まえ、設置基準量の考え方を追記。	(P53) 【素案】建築面積と延べ床面積を考慮し、建築規模に応じた設置基準量を設定。 (※イメージの記載例も変更) (P56) 【素案】棟あたり基準量：2kW、 算定基準率：70%	(P53) 記載なし (P56) 記載なし

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。